



紅葉

Power Alliance Tax Accountant Office
パワースタリオンズ税理士事務所

News

編集発行人

パワースタリオンズ税理士事務所
税理士 若杉 治
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03 (5365) 4744(代)
FAX 03 (5365) 4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

12月

(師走) DECEMBER

日	・	8	22
月	・	9	23
火	・	10	24
水	・	11	25
木	・	12	26
金	・	13	27
土	・	14	28
日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	31
水	4	18	・
木	5	19	・
金	6	20	・
土	7	21	・

12月の税務と労務

- 国 税**／給与所得者の年末調整
今年最後の給与を支払う時
- 国 税**／給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
今年最後の給与を支払う前日
- 国 税**／11月分源泉所得税の納付
12月10日
- 国 税**／10月決算法人の確定申告
支払後5日以内
- (法人税・消費税等) 1月6日
- 国 税**／4月決算法人の中間申告
1月6日
- 国 税**／1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)
1月6日
- 地方税**／固定資産税(都市計画税)第3期分の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務**／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
支払後5日以内

ワンポイント 預貯金口座付番制度

預貯金者が金融機関にマイナンバーを届け出ること、預貯金口座にマイナンバーを付番することができる制度が「預貯金口座付番制度」です。届出は任意。付番により今後、相続時や災害時に、一つの金融機関の窓口でマイナンバーが付番された預貯金口座の所在を確認できるようになるメリットがあります。

源泉所得税 チェックポイント

所得税法では、特定の所得の支払いの際に支払者が所得税を徴収して国に納付する「源泉徴収制度」を採用しています。

源泉徴収する必要がある特定の所得には、個人が受給する俸給や給料、賃金、賞与、又は原稿料や講演料、弁護士等に支払う報酬・料金、利子・配当や退職手当、公的年金などがあります。源泉徴収事務が発生する場面は多く、注意しないと思わぬミスが生じることがあります。

今回は、源泉所得税の中で特に取り扱うことが多い項目について注意事項をみていきます。

1 税額表の種類と適用区分

給料や賃金など賞与以外の給与を支払う場合、所得税を源泉

徴収して国に納める義務のある者（以下「源泉徴収義務者」）は、その支給の形態に応じて該当年分の「源泉徴収税額表」（以下「源泉税額表」）を適用して源泉徴収する所得税（以下「源泉所得税」）額を算出し、同額を差し引いた残額を受給者に支給します。そして所定の納付期限までに、徴収した源泉所得税額を国に納付します。

(1) 月額表と日額表

源泉税額表には月額表と日額表があり、給与の支給形態に応じて適用する税額表の区分が定められています。【表1】

アルバイトやパートタイマーのうち、日々雇い入れる者に対してその日に支給する給与がある場合、通常は「日雇賃金」として日額表・丙欄の源泉税額表を適用しますが、継続して2か月を超えて同一人に支給する賃金があると、2か月を超えた日から日額表・丙欄を使うことができますので注意が必要です。

(2) 扶養控除等申告書の有無

また、給与の受給者が源泉徴収義務者に「給与所得者の扶養控除等申告書」（以下「扶養控除

等申告書」）を提出しない場合、適用する源泉税額表は月額表・乙欄になります。

昨今、副業を認めている企業も多く、受給者が本業を有し、扶養控除等申告書は本業の勤務先に提出する例が多々見受けられます。受給者の就業状況をよく確認し、扶養控除等申告書の提出がない場合は誤りなく月額表・乙欄の源泉税額表を適用する必要があります。

更に、最近では受給者が外国人で、外国に居住している親族を扶養控除や配偶者控除の対象にする例もあると思います。この場合は、親族関係書類と、扶養に係る送金関係書類（外国語で記載されている場合はこれらの翻訳文を含む）の提出又は提示を受ける必要があります。

2 通勤手当等

(1) 通勤方法による違い

交通機関を利用して通勤する従業員等に対して支給する1か月当たりの通勤手当は、通勤距離に関わらず、合理的な運賃等の額（最高限度15万円）まで非課税として取り扱われます。

【表1】源泉徴収税額表の適用区分

国税庁資料より

税額表の区分	給与等の支給区分	税額表の使用する欄
月額表	(1)月ごとに支払うもの	甲欄…扶養控除等申告書を提出している人に支払う給与等
	(2)半月ごと・10日ごとに支払うもの	乙欄…その他の人に支払う給与等
	(3)月の整数倍の期間ごとに支払うもの	
日額表	(1)毎日支払うもの	甲欄…扶養控除等申告書を提出している人に支払う給与等
	(2)週ごとに支払うもの	乙欄…その他の人に支払う給与等
	(3)日割で支払うもの	
	日雇賃金 ^(注)	丙欄

(注) 日雇賃金とは、日々雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける（その労働した日以外に支払われるものを含む）給与等をいう。

一方、自転車や自動車などの交通用具を使用している従業員等に対して支給する1か月当たりの通勤手当は、通勤距離が片道2km未満であれば支給額全額が給与として課税されますが、片道2km以上であれば、その通勤距離に応じて非課税限度額が定められています。【表2】

報酬・料金に係る源泉所得税は、1回の支払金額が100万円以下であれば支払金額に10・21%を乗じて算出します。受領した請求書で報酬・料金の額と消費税等の額が明確に区分されていれば、次の計算例のとおり、その報酬・料金の額のみを源泉徴収の対象とすることができます。

（計算例）

報酬の請求額10万円（①）
報酬に係る消費税額1万円（②）
源泉所得税①×10・21%＝10210円（③）
差引支払額99790円（①－③＋②）

4 まとめ

この他にも、源泉徴収の対象となる支払いには様々なものがあります。その支払いが源泉徴収の対象となるかどうか、勘定科目ごとに常にチェックし、課税漏れが生じないように配慮することが肝要です。

【参考資料】
国税庁
令和6年版
源泉徴収の
しかた



3 報酬・料金

フリーランスの個人事業者にボスターやパンフレット、コマリシャルフィルムの作成などのためのデザイン料、原稿料等を支払った場合は、報酬・料金として源泉徴収の対象になります。

なお、パートタイマー等に支給する通勤手当を非課税として取り扱うためには、給与と通勤手当を明確に区分して支給する必要があります。

【表2】通勤手当等の非課税限度額

国税庁資料より

区 分		課税されない金額
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1か月当たりの合理的な運賃等の額 ^(注) （最高限度 150,000 円）
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 55km 以上	31,600 円
	通勤距離が片道 45km 以上 55km 未満	28,000 円
	通勤距離が片道 35km 以上 45km 未満	24,400 円
	通勤距離が片道 25km 以上 35km 未満	18,700 円
	通勤距離が片道 15km 以上 25km 未満	12,900 円
	通勤距離が片道 10km 以上 15km 未満	7,100 円
	通勤距離が片道 2 km 以上 10km 未満	4,200 円
通勤距離が片道 2 km 未満		（全額課税）
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 150,000 円）
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度 150,000 円）

（注） 合理的な運賃等の額とは、通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額をいう。

税金クイズ

令和6年度の国の収入のうち、最も多い税収は次のうちどれでしょうか？

- ① 所得税
- ② 法人税
- ③ 消費税

【解説】

令和6年度の国の収入（当初予算）は年間112.6兆円です。そのうち69.6兆円が租税及び印紙収入です。また、源泉所得税・申告所得税17.9兆円（25.7%）、法人税17.0兆円（24.5%）、消費税23.8兆円（34.2%）で税収の8割超を占めています。

これまで、最も多い税収は所得税（特に源泉所得税）でしたが、令和2年度以降は消費税となりました。消費税は、他の税とは異なり、世代や就労の状況に関わらず、広く国民が負担するものです。また、経済

活動に対する影響が相対的に小さく、税収が景気や人口構成の変化に左右されにくいといった特徴があります。

平成26年度以降、消費税の税収は、社会保障4経費（年金、介護、医療、少子化対策）に充てることになっています。社会保障の負担をあらゆる世代で分かち合い、現在の社会保障制度を次世代に引き継ぐためには、安定的な財源の確保が必要です。

こうした背景の下、消費税率は、平成26年4月に5%から8%、令和元年10月に8%から10%に引き上げられました。

外国にも、消費税にあたる税（付加価値税）があります。OECD、EU、ASEAN等の加盟51か国でみると、最も高い税率はハンガリーの27%、次いでデンマーク・ノルウェー・スウェーデン・クロアチアの25%、最も低い税率は台湾の5%です。日本の税率は51か国中42位、51か国の平均税率は17.7%となっています。

正解は、③消費税でした。

（出典：国税庁ホームページ）

所得税 租税公課の必要経費算入の可否

租税公課とは、税金や各種賦課金のことです。必要経費に算入されるものは固定資産税、自動車税、登録免許税、不動産取得税、印紙税、事業税、各種の組合費、会費など。必要経費に算入されないものは所得税、住民税、相続税、国税の加算税、延滞税、地方税の加算金、延滞金などです。

必要経費に算入されない所得税や住民税を必要経費に算入していたり、逆に、事業税が課される不動産貸付業で事業税を必要経費に算入していない事例がありますので注意してください。

なお、事業を廃止した年分に係る事業税は、確定申告後に課税されるので、事業を廃止した年分の更正の請求により税金の還付を受けますが、一定の課税見込額を事業廃止年分の必要経費とすることができます。

KEY WORD 使用貸借

～親の土地に子供が家を建てたとき～

親の土地に子供が家を建てたときに地代や権利金を支払うことは通常ありません。地代も権利金も支払うことなく土地の貸し借りをすることを土地の「使用貸借」といいますが、このように親の土地を使用貸借して子供が家を建てた場合の贈与税と相続税については、以下のとおりです。

使用貸借により土地を使用する権利の価額はゼロとして扱いますので、この場合、子供が借地権相当額の贈与を受けたとして贈与税が課税されることはありません。固定資産税を子供が負担しても同じです。

この使用貸借されている土地は、将来親から子供が相続する時に相続税の対象となります。この時の土地の価額は、他人に賃貸している土地ではなく自分が使っている土地として評価されます。つまり、貸宅地としての評価額（低い）でなく自用地としての評価額（高い）になります。